

令和2年度

一部事務組合下北医療センター
決算審査意見書

〔要約版〕

一部事務組合下北医療センター

監査委員

下医監第11号
令和3年9月15日

一部事務組合下北医療センター
管理者 宮下宗一郎様

一部事務組合下北医療センター
監査委員 齊藤秀人
監査委員 富岡幸夫

令和2年度一部事務組合下北医療センター
決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付された、令和2年度一部事務組合下北医療センター決算について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目 次

一部事務組合下北医療センター決算審査意見書

1. 審査の対象	1
2. 審査の期間	1
3. 審査の方法	1
4. 審査の結果	1
5. 審査意見	2

凡 例

1. 金額は、原則として円単位とした。
2. 比率（％）は、小数点以下第2位を四捨五入した。
3. 構成比率は、合計が100.0となるよう一部調整した。
4. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「△」 …………… 負数

「0.0」 …………… 該当数字があるが、表示単位未満のもの（零を含む。）

「－」 …………… 該当数字のないもの又は算出不能のもの

令和 2 年度 一部事務組合 下北医療センター決算審査意見書

1. 審査の対象

令和 2 年度一部事務組合下北医療センター決算

2. 審査の期間

令和 3 年 7 月 2 日から令和 3 年 8 月 2 5 日まで

3. 審査の方法

審査に当たっては、「一部事務組合下北医療センター監査基準」に準拠し、病院事業の経営が経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に努めているかに主眼を置き、提出された決算報告書、財務諸表及びその他附属書類が、地方公営企業法その他関係法令に準拠して適切に処理されているか調査し、併せて事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを審査した。

4. 審査の結果

審査に付された決算報告書、財務諸表その他附属書類は、地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示していると認めた。

5. 審査意見

令和2年度一部事務組合下北医療センター決算は、収益的収入及び支出では、消費税及び地方消費税を含んだ決算額で、収益的収入は12,402,428,343円、収益的支出は12,437,927,921円となっている。

税抜き決算額では、収益的収入は12,372,974,540円で、収益的支出は12,412,638,384円となっており、令和元年度と比較して収益的収入で63,476,471円(0.5%)、収益的支出で404,941,354円(3.4%)それぞれ増加している。

これは、収益的収入では、医業収益が533,626,010円(5.4%)減少したが、医業外収益が286,351,349円(13.6%)、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者等慰労金の財源としての県補助金などにより、特別利益が306,971,718円(153.8%)増加したことによるものである。

また、収益的支出では、医業外費用が24,415,873円(4.4%)減少したが、医業費用が231,199,600円(2.0%)、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者等慰労金の給付などにより、特別損失が193,939,769円(1,142.6%)増加したことによるものである。

この結果、収支差引額では、39,663,844円の純損失を生じた決算となっており、令和元年度より341,464,883円(113.1%)の減少となっている。

収益的収入及び支出の状況は、次表のとおりである。

収益的収入及び支出

(単位：円、%)

区 分		2年度 a	元年度 b	前年度対比額 (a-b)=c	増減率 c/b	
事業 収入	本部収益	69,910,897	66,131,483	3,779,414	5.7	
	病院 事業 収益	医業収益	9,405,027,065	9,938,653,075	△ 533,626,010	△ 5.4
		医業外収益	2,391,479,933	2,105,128,584	286,351,349	13.6
		特別利益	506,556,645	199,584,927	306,971,718	153.8
	小計	12,303,063,643	12,243,366,586	59,697,057	0.5	
計 A		12,372,974,540	12,309,498,069	63,476,471	0.5	
事業 費用	総係費	69,078,028	64,860,170	4,217,858	6.5	
	病院 事業 費用	医業費用	11,602,725,276	11,371,525,676	231,199,600	2.0
		医業外費用	529,921,621	554,337,494	△ 24,415,873	△ 4.4
		特別損失	210,913,459	16,973,690	193,939,769	1,142.6
	小計	12,343,560,356	11,942,836,860	400,723,496	3.4	
計 B		12,412,638,384	12,007,697,030	404,941,354	3.4	
当年度純利益 A-B		△ 39,663,844	301,801,039	△ 341,464,883	△ 113.1	

(1) 医業収支について

医業収益は 9,405,027,065 円で、令和元年度と比較して 533,626,010 円 (5.4%) 減少している。

このうち、入院収益は 5,102,373,072 円で、令和元年度と比較して 409,734,806 円 (7.4%) 減少となっている。この主な要因は、むつ総合病院において、外来患者数延べ 14,252 人 (5.7%) の減少に伴い、入院患者数が延べ 13,155 人 (9.9%) 減少したことによるものである。

外来収益は 3,791,951,460 円で、令和元年度と比較して 136,377,939 円 (3.5%) 減少している。この主な要因は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い感染リスクを抑えたい患者の受診控え、長期処方の実施などにより、下北医療センター全体で外来患者数が延べ 19,791 人 (6.3%) 減少したことによるものである。

また、医業費用は11,602,725,276円で、令和元年度と比較して231,199,600円(2.0%)増加している。この主な要因は、患者数減少に伴い材料費が減少したものの、臨時職員の会計年度任用職員制度への移行などにより、給与費が令和元年度と比較して242,234,870円(4.0%)増加したことによるものである。

医業収益対医業費用比率は、医業活動での収益力をみるための比率で、100%以上が望ましいとされているが、下北医療センター全体で81.1%と低く、令和元年度と比較すると6.3ポイント低下している。

(2) 資本的収支について

資本的収入及び支出では、消費税及び地方消費税を含んだ決算額で、資本的収入は1,162,637,535円で、資本的支出は1,646,834,779円となっており、令和元年度と比較して資本的収入で555,147,129円(32.3%)、資本的支出で457,421,633円(21.7%)それぞれ減少している。

これは主に、建設改良事業に係る事業費の減少に伴い、収入においては企業債が646,900,000円(65.1%)、支出においては建設改良費が622,999,330円(54.3%)減少したことによるものである。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額484,197,244円は、過年度損益勘定留保資金をもって補填している。

建設改良事業では、主なものとして、むつ総合病院において「小型貫流ボイラー交換工事」、「電話交換設備改修工事」の実施により当該施設の環境及び設備が整備されたほか、むつ総合病院において「心臓カテーテルモニタリングシステム」、「病理検査システム」、大間病院において「超音波画像診断装置」、川内診療所において「歯科X線撮影装置」の更新により医療設備の充実が図られた。

予算額に対する執行率は46.1%となっており、新型感染症センター(20床)の実施設計及び建設工事費600,000,000円、輸液ポンプ購入費1,100,000円、シリンジポンプ購入費1,045,000円が翌年度へ繰り越しとなっている。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年度においては、発熱患者等を対象としたインフルエンザ・新型コロナウイルス検査検体採取センターの設置に加え、新型感染症センター（20床）の建設に着手するなど、下北地域における医療提供体制の拡充に努めた。また、補助金を活用して感染症防止対策のための設備整備及び新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金給付事業等を実施した。

(4) 医師、看護師等の確保について

医師は、臨床研修医が16人、医師が52人で、令和元年度末と比較して医師が1人減少し、全体では68人となった。

歯科医師は、2人で令和元年度末と同数である。

また、看護師・准看護師は、看護師等修学資金貸与制度利用者から令和元年度より9人増の11人、随時募集により2人採用するなど、人員の確保に努め、令和元年度末と比較して、10人増の393人となった。

応援医師については、令和2年度の延べ人数が、令和元年度と比較して276人増の2,067人となった。令和元年度に引き続き寄附講座、送迎車両の運行により、医師の確保が図られた。

看護師等の減少対策として、むつ総合病院、大間病院に従事しようとする方については、看護師等修学資金貸与制度があり制度のPRを積極的に行うとともに、効果測定等を行い、利用促進及び制度実施の成果が上がることを期待する。

医師、看護師等の確保は、良質な医療サービスの提供に不可欠なばかりでなく、充実した診療体制の構築や職場環境の向上にもつながり、収益確保のためにも重要な要素である。

今後においても、地域医療を担う自治体病院・診療所としての機能を維持、発揮するため、青森県や弘前大学をはじめとする各関係機関との協力体制に引き続き力を注ぎ、地域医療を支える人材の積極的な確保に努めるよう期待するものである。

(5) 経営健全化について

医療センター全体では、不良債務は生じておらず、大畑診療所の不良債務については、純利益により、令和元年度と比較して 15,083,215 円（7.5%）減少し、185,287,946 円に縮小されている。

また、むつ市から債務負担行為の履行により、負担金 40,000,000 円が繰り入れられている。なお、令和 3 年度には大畑診療所の不良債務がほぼ解消される見込みとなっている。

少子高齢化や人口減少等に伴う患者数の減少、新型コロナウイルス感染症への対応、医師・看護師の確保等、病院経営を取り巻く環境は、一層厳しくなることが想定される。

地域の医療需要に即した医療提供体制の整備や効率的で安定した経営が求められる中、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う患者の受診控えや長期処方などの影響により、経営の健全性・効率性を示す経営指標は、令和元年度と比較して悪化している。

むつ総合病院新病棟建設事業が動き出し、今後、事業費が増大していくことが予想されるが、一層の経営の効率化と健全化を進め、限られた医療資源の有効活用により、地域の医療需要の実情に即した医療提供体制の構築を図るとともに、引き続き、外来患者の待ち時間短縮、構成市町村の病院・診療所への医師派遣等の課題への取り組みにより、地域住民が住み慣れたまちで安心して医療を受けられる体制を将来にわたり安定的に維持できるよう努めることを望む。